

四街道市水道事業給水条例の一部を改正する条例

四街道市水道事業給水条例（昭和56年条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第27条）

（料金）

基本料金（メーター1個につき）		従量料金（1立方メートルにつき）		
口径	金額	区分	従量	金額
13ミリメートル	649円	一般用	20立方メートルまでの分	136.4円
20ミリメートル	979円		20立方メートルを超え50立方メートルまでの分	196.9円
25ミリメートル	1,419円		50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	301.4円
30ミリメートル	2,310円		100立方メートルを超える分	378.4円
40ミリメートル	4,950円			
50ミリメートル	8,690円		連合使用 （1世帯 又は1戸 当たり）	20立方メートルまでの分
75ミリメートル	23,100円	20立方メートルを超え50立方メートルまでの分		196.9円
100ミリメートル	41,800円	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分		301.4円
125ミリメートル以上	別に管理者が定める額	100立方メートルを超える分		378.4円

別表第2中「2,500円」を「4,000円」に、「3,000円」を「5,000円」に、「10,000円」を「12,000円」に改める。

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の四街道市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る料金について適用し、施行日の前日までの使用に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 施行日前最後の定例日の翌日から施行日以後最初の定例日までの間における料金は、施行日前の使用日数及び施行日以後の使用日数に応じて、日割りにより算定する。
- 4 改正後の条例別表第2の規定は、施行日以後における第6条第1項の規定による第7条第2項の給水装置工事の設計審査及び工事検査に係る申込み並びに第7条第1項の指定（更新の場合を含む。）に係る申請（以下「申込み等」という。）に対する手数料について適用し、施行日の前日までの申込み等に対する手数料については、なお従前の例による。